

資料7

令和 7 年 8 月 1 日

地域保健福祉審議会

世田谷保健所生活保健課

ふるさと納税寄附金活用事業「地域ねこ活動補助」新設（案）について

1 目的

令和8年度にふるさと納税寄附金を活用した、せたがや動物とともにいきるまちづくり補助金による「地域ねこ活動補助」の新設を目指す。

「世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例」の基本理念を踏まえた「人と動物との共生推進プラン（第2次）」で掲げる4つの目標の1つである「飼い主のいない猫対策の推進」に取り組むとともに、飼い主のいない猫問題の背景にある地域の福祉に関する課題の解決の一助に資する制度を目指していく。

2 補助制度新設の背景

飼い主のいない猫に関する地域の問題は、糞尿や鳴き声などの環境被害のほか、所有している車の汚損などの物損被害など多岐にわたる。

問題の解決にあたっては、住民が地域の問題として捉え、住民主導で活動に取り組むことに合意し、不妊・去勢手術の実施による猫の増加の抑制と、エサやりやトイレなどに関するルールづくりと管理を進めていくことが重要である。地域住民が主体となって、ボランティアや行政と連携、協力して対策に取り組むを進めていくことが大切である。

そのため、地域住民の合意や協力が得られずに、地域が一体となって取り組まない場合は、地域に根ざした持続的な活動にはなりにくい。

また、自宅の周囲でエサのみを与え、協力が得られない方の中には、地域から孤立している方、生活のしづらさを抱えた方、支援を必要とする方などがおり、福祉との連携が必要な場合がある。

問題の解決には、「地域ねこ活動」を地域住民が主体となって取り組み、持続的な活動にしていくとともに、飼い主のいない猫をきっかけとして判明した地域における福祉的な課題の解決に向けて取り組むことも必要である。

本制度は参加と協働により地域課題を解決し、社会的包摂を土台にした地域福祉を推進する制度を目指していく。

図1 補助制度新設の背景



3 「地域ねこ活動補助」(案)について

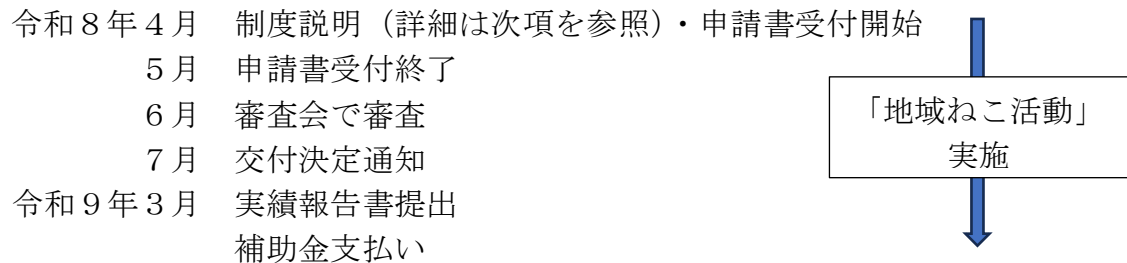
補助金名称	(仮称) せたがや動物とともにいきるまちづくり補助金 (「地域ねこ活動補助」)
募集時期	令和8年4月1日(水)～5月29日(金)
対象	世田谷区内ですでに「地域ねこ活動」の取組みを行っている地域の住民または地域コミュニティに補助する。
対象経費	①不妊・去勢手術費用 ②医療的処置費用 (混合ワクチン接種費用、寄生虫駆除費用、猫エイズウイルス感染症・猫白血病ウイルス感染症検査費用) ③「地域ねこ活動」の普及啓発に関する印刷費用(チラシ・ポスター等) ④猫の捕獲機購入費用 ⑤猫の忌避剤購入費用
補助金額	1地域あたり上限100万円 5地域

※1 本補助金で不妊・去勢手術等を行った猫は、他の補助金の併用を認めない。

※2 補助対象地域に、「地域ねこ活動」中だと分かる物品(エコバック)を配布する。

6 補助金交付までの流れ（案）

※ 現在、交付決定通知までのスケジュールの繰り上げについて検討中。



7 制度説明

世田谷保健所が、地域で円滑に「地域ねこ活動」を実施する一助とするため、申請書提出前に、申請者、ボランティア、地域コミュニティに対して制度説明を行い、「地域ねこ活動」の理解を深めてもらう。